

## 指導行政のポイント

### 教育課程の“地方基準”

菱村 幸彦

京都市教育委員会は、今年度から使う小学校の理科と社会の教科書について発展学習の内容を市内の学校で統一的に指導する方針を決めたというニュースが流れた（4月7日付「読売新聞」）。

#### 発展学習の統一的な指導方針

新聞報道によると、京都市教委は、今年度から小学校で使う理科と社会の教科書について、指導主事と教員約400人で、市統一の指導計画を練ってきたが、発展学習の内容を教えたほうが児童の意欲や関心が高まり、理解も深まると判断し、市内の全小学校で統一して指導する方針を決めたという。

周知のように、発展学習は、学習指導要領総則の「学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。…ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳、特別活動及び各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない」（第2-2）とする項目に基づくものである。

上記項目の記述から明らかなように、発展学習は、本来、学校（または学級）ごとに児童・生徒の学習状況に応じて、ケース・バイ・ケースで指導すべきもので、市内の全校に統一的に行うことは予想していない。

では、京都市の今回の方針は、法的観点からみて問題があるのか。

現行の教育課程法制では、教育課程の基準は、学校教育法に基づき、文部科学大臣が告示する学習指導要領で定めることになっている。しかし、教育課程の基準は、学習指導要領に限られるものではなく、地方自治体も必要な基準を設定できる。

すなわち、地方教育行政法33条は、「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その

所管に属する学校の…教育課程…について、必要な教育委員会規則を定めるものとする」と規定している。

この規定は、地方自治体が設置する学校の教育課程について、国の法令（学習指導要領も含む）の趣旨に反しない範囲内において独自の教育課程基準を設定できることを定めているわけで、京都市の今回の指導方針は、教育委員会が定める教育課程の地方基準に該当すると考えられるので、なんら問題はない。

#### 発展学習の3つの要件

この場合、留意を要するのは、次の三つの要件を満たすことが求められることである。

- (1) 学習指導要領の目標、内容の趣旨を逸脱するものでないこと。
- (2) 児童・生徒の心身の発達段階に適應しており、負担過重とならないものであること。
- (3) 主たる学習内容と適切な関連を有するものであること。

新教科書に盛られている発展学習の記述は、いずれも検定においてこの要件のチェックを受けているので問題はないが、一つ重要なことは、個々の児童の学習において発展学習が負担過重となっていないかである。

この点については、実際に指導に当たる各教員が、児童一人ひとりの学習状況をきめ細かく観察しながら、必要にして十分な教育的配慮を加えることが求められる。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長）

…本紙は、購読料不要です。配信の中止・FAX番号変更等をご連絡くださる場合は、抹消・登録に必要な【あて先/新旧のFAX番号】を必ずご明記ください。  
なお、本紙はEメール配信も行っております。  
http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp/kenshu 参照。

#### ●新刊案内●

好評発売中！

教育開発研究所刊

新年度の経営課題を多角的に徹底分析！ 菱村幸彦【監修】B5判280頁・定価2625円

## 教職研修'05 情報版

《座談会》義務教育費国庫負担制度のゆくえと義務教育改革  
《学校の危機管理》新潟県中越地震の教訓 他・資料解釈など

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）